

## 「山県市こども計画」の策定について

## 当初の方針（昨年度時点）

第2期子ども・子育て支援計画と同じ位置付けの計画として構築

※根拠法：子ども・子育て支援法第60条

※山県市においては、「次世代育成支援行動計画」を包含する形で策定

■こども基本法（R5.4 施行）

- ・市町村は、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、こども計画を策定〔努力義務〕
- ・こども計画は、各種法令等に基づく計画と一体的に作成できる。

- 子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画
- 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画
- 母子保健を含む成育医療等に関する計画 など

■こども大綱（R5.12）

■こども未来戦略（R5.12）

■こどもまん中実行計画（R6.5）

■こども・子育て支援事業債の創設（R6 事業より）

地方単独事業（こども基本法に基づく都道府県・市町村こども計画に位置付け）として実施する事業

- (1) 子ども・子育て支援機能強化に係る施設整備  
例：子育て相談室、あそびの広場、子育て親子の交流の場
- (2) 子育て関連施設の環境整備  
例：空調、遊具、防犯対策設備の設置、園庭の整備（芝生化）

## 新たな方針

新たに「（第1期）山県市こども計画」を、第3期子ども・子育て支援計画を包含する形で策定することとしたい。

※根拠法：こども基本法